

## 令和6年度版 60歳以後の年金額調整のしくみ 追補

**14頁** 令和6年4月1日より、65歳の誕生日に提出する年金請求書が変更されています（赤枠・赤線部分）。

### 65歳に到達したら再度、年金の請求手続を

60歳台前半に特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、65歳から新たに老齢基礎年金、老齢厚生年金が受けられますが、再度、年金請求が必要です。65歳になると、日本年金機構（共済組合）より「年金請求書」が送付されてきますので、必要事項を記入して、65歳到達月の末日までに返送してください。

繰下げ受給を希望する場合は  
**「受取方法欄」にチェックを**

老齢基礎年金、老齢厚生年金のいずれか一方を66歳以後に繰り下げて受ける場合は、年金請求書の「**受取方法欄**」の、繰り下げる年金に**チェックを入れて返送**します。**両方とも繰り下げない場合は、チェックを入れずに返送**します。

ただし、老齢基礎年金、老齢厚生年金の両方を繰り下げて受ける場合は、「年金請求書」を返送する必要はありません。

※厚生年金基金の年金を受けている人が老齢厚生年金を繰り下げる場合は、基金にも手続が必要です。

◎ 黒い枠の欄に必ず記入ください。  
◎ 職業の記載事項をご自身のうち、ご記入ください。

**請求者の領**

請求者番号  
氏名  
住所

**受取方法の領**

氏名  
氏名  
氏名  
氏名

※ 全額を繰り下げる場合は、お送りいただく郵封筒に「繰り下げ受給希望」と記入し、または厚紙の封筒（厚紙製年金の1歳または2歳分）に記入したお申し込みの用紙を添付し、お送りください。

※ 全額を繰り下げる場合は、お送りいただく郵封筒に「繰り下げ受給希望」と記入し、または厚紙の封筒（厚紙製年金の1歳または2歳分）に記入したお申し込みの用紙を添付し、お送りください。

※ 全額を繰り下げる場合は、お送りいただく郵封筒に「繰り下げ受給希望」と記入し、または厚紙の封筒（厚紙製年金の1歳または2歳分）に記入したお申し込みの用紙を添付し、お送りください。

※ 全額を繰り下げる場合は、お送りいただく郵封筒に「繰り下げ受給希望」と記入し、または厚紙の封筒（厚紙製年金の1歳または2歳分）に記入したお申し込みの用紙を添付し、お送りください。